

●香川県告示第354号

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年8月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所
さぬき市津田町津田字前坂3309の17・字松尾3310の11・3310の12（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 魚つき
 - (3) 解除の理由 水道事業用地とするため
 - 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
さぬき市津田町津田字前坂3309の15、字松尾3310の11（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 魚つき
 - (3) 解除の理由 指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及びさぬき市建設経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）